

フランス革命期における保守思想の諸相

—— ジョゼフ・ド・メーストルの憲法論と教皇論

川上洋平

目次

序章

第一章 反革命論における憲法

第一節 バークの反革命論における憲法

第二節 メーストルの反革命論における憲法

第二章 メーストルの普遍主義的保守思想

第一節 君主政論における普遍主義的契機

第二節 憲法から教皇主権への転回

第三節 教皇主権による普遍的秩序構想

結びに代えて

## 序章

一七九五年の憲法 (constitution)<sup>1)</sup> は、「革命下の」それに先立つ諸憲法とまったく同様に、人間のためにつくられた。しかし、この世に人間なるものは存在しない。私は生涯において、フランス人、イタリア人、ロシア人、等々には出遭ったことがある。モンテスキューのおかげで、ベルシア人が存在しうることさえ知っている。しかし、人間に関しては、私は生涯において出遭ったことがないと宣言する。もし存在するとしても、私の知るところではない。…すべての諸国民のためにつくられた憲法は、どの国民のためにもつくられないのだ。(CF: 235)

フランス革命に対する批判者として、しばしばエドモンド・バークと並んで取り挙げられるジョゼフ・ド・メーストル (Joseph de Maistre: 1733-1821) の言葉のうちでは、おそらくこの一節が最もよく知られているであろう。だが、一七九七年の『フランスについての考察』(以下『考察』)におけるメーストルのこのいわゆる人権批判は、一見してわかるように、バークが早くも一七九〇年に『フランス革命についての省察』において提起した「人間の権利」への疑義を、表現を変えて繰り返したにすぎない。だとすれば、メーストルの思想をこの一節に集約する限りにおいて、それはバークの人権批判に巧みな文彩を与えたにすぎないものと正当にも見なされることになる。

ところが、このようなメーストル理解は、後年の大作『教皇論』(一八一九年)に眼を向けるなら再考を迫られることになる。なぜなら同書においては、教皇主権とそれによって支えられる君主政秩序に基づくヨーロッパ

パ規模のある種の「普遍的共和国」の再生が、「人間」一般の「自由」を可能にするという、きわめて普遍的な主張が展開されているからである。

あらゆるキリスト教的権威が、宗教的友愛によって、至高の精神的権威の穏和な主導の下に、一種の普遍的共和国 (republique universelle) へと結びつくという仮説、この仮説は、私にいわせれば、何ひとつとして衝撃的なところはなく、「古代ギリシアの」隣保同盟 (Amphictyons) よりも優れたものとして、理性に対して現れさえするものである (D.P. 215)。／この「教皇の」権威はいたるところで行動し、可能な限り国民間の相違を消し去った。…人類の不朽の恩人として、教皇は、主権の神的性質および人間の正統な自由、同時にこの二つのために闘ってきたのである。(D.P. 287 傍点引用者)

本稿が試みるのは、メーストルの思想における、このいわば個別主義と普遍主義への分裂を、彼が置かれた「反革命」という問題状況によって促された前者から後者への思想的深まりとして解釈することである。フランス革命という世界的な出来事に対して、一方で自国において持続する固有の国制(憲法)の「保守」を訴えるイングラント流の「古来の国制」論が、革命の普遍主義に抗するひとつの典型的な「反革命」を示しているとするれば、他方で、固有の国制そのものが転覆した状況を起点とするもうひとつの「反革命」は、それとは別の課題に直面することになる。すなわち革命の普遍主義への対抗として、もはや実効性をもたない個別の国制を抛り所とするのではなく、ヨーロッパ規模におけるより長期にわたって時間の試練に耐えた普遍的反革命原理を「発見」することがそれである。

メーストルの思想的亀裂は、革命に対するまさにこの二つの対抗原理のあいだの逡巡として理解することが

できる。革命の渦中においてそれへの思想的抗争として、バークの影響の下、国制の持続性および個別性を強調するメーストルは、同時に、革命後の君主政の正統性をさまざまな形で模索する。そしてこの模索の中で、最終的には彼は個別的な国制への信頼とは別の形のより普遍主義的な正統性を選ぶことになる。革命期から復古王政期にかけてのメーストルの思想的営みをそのように理解することを通して、本稿は、革命後の反革命的保守思想における普遍主義の可能性を捉えたい。

その際、手がかりとなるのが、メーストルのイングランドの国制に対する視点である。イングランドの国制は、フランス革命期において理想的な国制としてしばしば参照された。メーストルもまた、原則として、バークに類似する伝統主義的な心性においてこの国制の価値を称えるが、同時にこの国制をあくまでも一国に固有の個別的なものと思わずがゆえに、いわゆる「古来の国制」論とは異なる普遍的な秩序原理を探求することになる。それゆえ、そのような国制の限界についてのメーストルの理解を具体的に検討する題材として、イングランドの国制に対する彼の頻繁な言及から示唆を得ることにする。<sup>2)</sup>

以下では、まず反革命の問題状況を確認したうえで、彼がバーク的な保守思想をどのように用いたか（第一章）、そして『教皇論』に向けてどのようにそれとは別の視点へと移行していったか（第二章）、順に見ていく。

## 第一章 反革命論における憲法

### 第一節 バークの反革命論における憲法

一七八九年に勃発したフランス革命は、結果として王政を破壊し、人民主権に基づく共和政を樹立した。革命において唱えられた人民主権や人権の原理は、フランス国内における動乱にとどまるものではなく、国外の

人々にも影響を与えることになる。このような革命の原理の波及によって自国の国制が揺るがされることへの恐れによって生まれたのが、いわゆる保守思想である。ここで必要最低限、保守思想の始祖として知られるエドモンド・バークの革命批判を確認しておこう。<sup>3)</sup>

バークが革命批判に乗り出したのは、革命勃発後間もない一七九〇年である。フランスの青年によって革命への評価を尋ねられたバークは、それへの返信書簡という体裁で『フランス革命についての省察』を執筆する。イングランドにおける進歩派として知られていたバークは、フランス革命についても好意的であると期待されていたが、実際には彼は徹底したフランス革命批判をそこで展開することになる。

バークが批判の焦点を当てるのは、当時イングランドで支持を集めていたリチャード・プライスの革命論である。プライスによれば、当時のイングランドの国制を形づくったのは一六八九年の名誉革命による王権の交代であり、フランス革命はその原理をフランスにおいて実践したにすぎない。彼の考えでは、名誉革命とは「われわれ自身の諸統治者を選定し、非行のばあいにかれらを罷免し、そうしてわれわれ自身で統治を構成する権利」に立脚している。<sup>4)</sup> この原理に基づく名誉革命体制を擁護するのであれば、同一の原理に基づくフランス革命をも支持するべきである。

バークは、名誉革命の正統性を承認する点ではプライスに賛同する。しかしそれは、人民が国王をみずから選ぶという人民主権的な原理を肯定するからではない。国王の統治は、イングランドに古くから継承されてきた国制（「古来の国制」）によって、その権利を得ている。すなわち、バークの考えでは、名誉革命において廃された国王はこの国制から逸脱したのであり、それを修繕し本来の国制へと戻すものとして名誉革命がなされた。その限りにおいて、この革命は正統である。これに対して、フランス革命は、「人間の権利」という抽象的原理によって従来の国制を根本的に破壊しようとしている。それゆえに、この革命の原理がイングランド

に導入されたなら、統治の権利そのものの基盤が破壊されることになるであろう。<sup>5)</sup>

さて、このようなバークのフランス革命論の特徴として、とりわけその保守主義的な側面に絞ってここでは次の三点を確認しておきたい。第一に、この国制は記憶を超えた過去から継承されてきたものであり、特定の時代と人間によって自覚的につくられたものではない。それは自然権思想のように、「人間」一般に生来的に付与されてある権利でなく、膨大な時間をかけて一つひとつ具体的に獲得してきた権利（「時効取得」）、その集積としての国制によって支えられている。したがってそれはその時々（瞬間的な）都合や、非歴史的な（永遠の）原理によっていかに不都合に見えようとも、尊重されるべきなのである。

国家（commonwealth）を構築したり、刷新したり、再構成したりする学問は、他のあらゆる経験科学と同じく、ア・プリオリに教えられるべきものではない。さらにまた、そうした実践的学問をわれわれが身につけるのも、一朝一夕の経験においてではない。なぜなら、道徳的諸原因の現実の結果というものは、常に必ず直接的というわけではないからである。それどころか、当初は偏見と思えたものが、遠く離れた作用においては優れていたということもあるし、手始めに生み出した悪い結果それ自体から優れたものが立ち上がるということさえもある。∴ 国家（states）には、しばしば何かしら目立たない、ほとんど潜伏している諸原因というものがある。そうした事柄は、一見したところでは大して重要ではなさそうであるが、実のところまさにそれらにこそ、国家の繁栄ないし衰亡のきわめて大きな部分が最も本質的に依拠しているということがありうるのである。<sup>6)</sup>

バークが一見して合理的理由のない「偏見（prejudice）」——貴族政、騎士道、宗教など——を擁護するの

もこのような視点に基づくものである。反対に、「人間の権利」なるものは、そのような歴史的基礎をいっさいもたない。この非歴史的原理によつて「不正」を正していくならば、終局的には、あらゆる統治が偏見にもとづくものとして破壊されることになるであらう。その意味では、権利とは「人間」の権利ではなく「イングランド人」の権利でしかありえないのである。

ここから、第二に、バークのある種の「反啓蒙的」な主張が生まれる。すなわち、先に「記憶を超えた(immemorial)」とされた古来の国制の、実際の起源を詮索すべきではないという思想である。たとえば、記憶を超えたとされるイングランドの国制は、実際のイングランド史においては、大陸のノルマン公ウイリアム一世の征服によつて新たに導入されたものとされる(一〇六六年の「ノルマン征服」)。だがこの事件は、「古来の国制」論にとつては否定ないし相対化すべき事実である。なぜなら、これは本来記憶を超えたものであるべきコモン・ローの「始まり」を確定してしまうからである。国制の「始まり」の暴露は、その同じ国制の「終わり」をも示唆し、それによつてこの国制の安定を揺るがしてしまうであらう。

しかし第三に、バークは、古来の国制の保守を訴えながらも、改革を否定しないどころか、むしろ保守するための改革を求める。

何らかの変更の手段をもたない国家は、それ自身を保守する、(conservation) 手段をもたない国家である。そのような手段をもたないということによつて、国家は、みずからが最も大切に維持したいと欲している憲法の肝心の部分を失う危険性を冒すことにさえなりかねない。保守と修正(correction)の二つの原理は、イングランドに国王がいなくなった王政復古と名譽革命の二つの危局において強烈に機能した。この二つの時期のいずれにおいても、国民は、彼らの古くからの建造物を統一する紐帯を喪失していたが、しかし彼ら

は建物全体を解体はしなかった。その反対に、彼らはこの二つの局面において、古い憲法の欠陥部分を、損傷を受けていない諸々の部分を通じて再生させた。(regenerated) のである。<sup>(8)</sup> (傍点引用者)

国家は、その「欠陥部分」を適切に修正することによって、全体の健全性を維持する。歴史的に継承されたもののすべてをやみくもに墨守するのではなく、部分の修正によって全体を保守していくというこの態度にこそ、いわゆる保守思想の真髓があるといえるであろう。

以上を踏まえ、バークとは異なる状況に置かれたメーストルが、しかしこのバークの保守的議論に強く影響を受けながら、どのような反革命論を展開していったかを見ていこう。

## 第二節 メーストルの反革命論における憲法

メーストルが反革命的な主張を展開したのは、バークよりもいくらか遅れてのことである。革命の勃発時に居住していたサルディニア王国サヴォアは、フランス革命軍によって占領され、それを受けてメーストルは亡命の道を選ぶ。その後、恐怖政治が猛威を振るいだす一七九三年頃より、彼は亡命先のスイスにおいて革命批判の文書に着手し(『人民主権論』等の未完の草稿として残る)、恐怖政治後の総裁政府期に入ってから、撰り主義的な革命論を展開する『考察』を出版することになる。

恐怖政治後の新体制の樹立というこの革命の局面において思想的・実践的な課題として広く意識されていたのは、革命を終わらせ安定した秩序を実現することであった。この時期、革命の終結について、たとえば共和派のバンジャマン・コンスタンは、現存の共和政(総裁政府)を擁護することでそれは達成されるとしていた。<sup>(9)</sup> メーストルが目指すのは、これに抗して、むしろ君主政の回帰という「反革命」によってこそこの安定

が訪れるという視点を示すことである。

共和派の意図において、恐怖政治への反目によって革命の成果としての共和政そのものが転覆させられることが何よりも回避されなければならない。それゆえに彼らは革命から恐怖政治を切り離し、前者を断固として擁護する。他方、王党派は、恐怖政治を革命の本質と考え、恐怖政治の崩壊を契機として共和政そのものの転覆を図る。メーストルは原則として後者の立場を取るが、彼の思想の独自性をなすのがその方法である。すなわち、仮に亡命貴族が唱えるように、恐怖政治に対する報復として反革命がなされるならば、革命の終結よりもむしろ報復の連鎖による混乱の深化が生まれるであろう。それゆえに彼は、恐怖政治は革命の本質でありながらも、しかしそれ自体が革命の終わりに向けての「神の罰」であるという、宗教的ヴィジョンを提示するのである。

彼はまず『考察』の冒頭において、人間はみずからを自由と考え、実際に自由であるにもかかわらず、神の配剤によって結果として神の秩序を——いわば神の従順な道具として——意図せずして構築しているという世界観を掲げる。フランス革命における暴力的局面、とりわけ恐怖政治という出来事は、一見して革命の首謀者たちの意志の産物であるように見えながら、実のところ、彼らのいずれの制御をも離れた自律的な運動として、ある種の超越的な意図を帯びて彼らに襲い掛かった。すなわち、この悲惨な出来事は、神が定めた秩序に叛逆する一八世紀以来のフランス人に対する神の罰なのである。

しかし恐怖政治それ自体が罰であるということは、それに対するさらなる攻撃はもはや必要ないということの意味する。罪に対する罰は、罪を浄化するために下されるのであってそれに続くのは更生である。同様に恐怖政治もまた、報復されるべき罪としてよりも、それ自体が更生のための神の愛に基づく罰として理解しうる。そのことは、恐怖政治の首謀者が例外なく互いの相打ちによって自壊していったことに示されている。いまや

その到来を待つのみであるのは、恐怖政治に対する反動としての反革命（「反対の革命」）ではなく、恐怖政治という反動からの再生としての安定した秩序の実現（「革命の反対」）なのである。<sup>10)</sup>

さて、メーストルのこの反革命論は、フランスの国制についての、彼のある種党派的とも呼びうるようなひとつの見解によって支えられている。すなわち、そもそも彼の摺理主義的な革命論においては、共和政はいずれ崩壊を宿命づけられていること、そしてフランスに安定をもたらす国制は君主政でしかありえないことが前提とされているのである。しかし当然ながら、それは当時の共通了解ではありえない。そこで彼は、『考察』の複数の章において、国家の根本法としての国制（憲法）なるものが、そもそも歴史的に持続してきたものであって、今ここにおいて創出することなど不可能であるという、バークに類似した主張を——その名にもしよれば言及しながら——大々に展開することになるのである。メーストルにいわゆる「古来の国制」論なるものがあるとすれば、それはこのような枠組みのなかに位置づけられる必要がある。「政治的国制における神的影響について」と題された同書の第六章と、後にそれを詳述した『政治的国制の生成原理についての試論』を題材にして具体的に見てみよう。

まずメーストルは、人間はそもそも国制をつくることのできないことを、植物との類比によって語っている。

人間はみずからの活動の領域においては、すべてを修正する (modifier) ことができる。しかし人間は何を創造することもできない。それが、道徳的領域と物理的領域とに共通する人間の掟である。／人間は、疑いもなく、種を蒔き、樹を育て、接ぎ木によってそれを改良することができる。しかし、人間は、けっして、みずからに樹木をつくりだす力があるとは思わないであろう。／「それならば」どうして人間は、国制をつくる力が自分にあるなどと想像したのだろうか。(CF: 232)

このような類比に依拠しながら、メーストルは、フランス革命においてなされたような、熟議に基づく国制（憲法）の創造という作業を批判する。では、国制とは実際にはどのようなようにして生まれるのであろうか。ここで彼は、まさにバーク的というほかない理論を展開する。先にバークの理論として示した三点に則って整理してみよう。第一に、統治の諸権利というものは、人々の「熟議（*délibération*）」の結果としてつくられるのではなく、「状況（*circumstance*）」によつて時間をかけて生成するという点である（*CF: 232*）。人々が自覚的ではなく、長い期間をかけて知らずにつくりあげてきたのが国家の根本的な掟であつて、前もつての計画に基づいて全体を一挙に体系化するということは不可能なのである。「政治的国制の形成における人間の行為の余地について検討すればするほど、人間の行為はそこにおいて、限りになく従属した仕方であつて、たんなる道具のようにしてしか関与していないということにひととは納得するであらう」（*ESP: 372*）。

もちろん、部分的には、国制が成文化されるということもあろう。しかしそれは、憲法制定によつて権利がつくられるということではなく、もともと不可視的に存在していた権利に言葉が与えられたというにすぎない。むしろ、権利が書かれているということは、それが攻撃され弱体化しているがゆえに言葉によつて確認する必要があつたということを意味するのである。「書けば書くほど、制度は弱体化している。その理由は明らかである。法は、権利の宣言にほかならず、権利は、それが攻撃されたときにしか宣言されない。したがつて書かれた国制法の多さは、衝突と、破壊の危険性の多さを証明するにすぎないのである」（*CF: 233*）。

メーストルがこのような国制の生成の具体例として挙げるのが、イングランドの国制である。この国制については、当時、とりわけその三権分立の制度によつて保障される自由を称賛され、フランスにおける憲法制定においてもさかんに参照された。それを受けて、しかしメーストルは、この国制がまさに状況の産物であつて、

他国へと容易に移植しうるものではないことを述べるのである。

いま、何らかの政治的国制、たとえばイングランドのそれを考えてみよう。それがア・プリオリに作られたのではないことは確実である。国家における人間が招集され次のように言われたなどということはありえない。「三つの権力をつくりだそう。それらを、これこれの仕方でも均衡させよう、云々」。誰もそんなことは考へもしなかった。(EPG: 373)

第二に、メーストルは、バークにおける国制の「起源」についての態度をなぞるかのようにして、国制の始まりは「雲」に覆われているとする (ESP: 382)。「国制は神の作品である」というメーストルの言葉は、この文脈において述べられる (ESP: 368)。むしろそれは、神が啓示によって直接に法を与えたということではなく、あくまでも人間にはその始まりや意図を十全に知ることは不可能であるということである。そのうえで、メーストルは、国制の始まりがこのように見通せないからこそ、人間はそれを自由に変更したり、廃止したりすることが許されないと主張するのである。

メーストルによれば、ほとんどあらゆる国制の実際の起源というのは、ある種の強制力であった。つまり、国制の正統性は、その起源のあり方とは無関係に、むしろその後にかに支持されるかにかかっている (彼は、篡奪によって始まった国制が時間の中で正統性を獲得する帰趨を「正統な篡奪」と名づけている) (EPG: 366)。それは裏を返すならば、国制の起源が人民の合意という正しいものであったとしても、そのみで国制としての正統性が与えられるわけではないということの意味する。

「その起源の正統性を正当化しうる状態にある主権と言うものは実に少ない」と、私は何処かで読んだように思う。この主張の正しさを認めよう。それは、その行為がいくつかの異議を蒙りうるような首長の継承者たちにとつての、わずかの汚れをも帰結しないのである。…そうでなければ、主権はあらゆる人民の熟議のおかけでしか、つまり人民の恩義によつてしか、正統に支配し得ないということになつてしまふであらう。

(ESP: 382)

このように、国制の正統性はその起源ではなく、時間の中でそれが担ってきた実効的役割の程度によつて規定されるといふきわめて保守主義的な視点を、メーストルはバークと共有しているといえる。

さらに第三にメーストルは、バークと同じく、「改革」の余地を限定的ながらも認める。メーストルはそれを「神的」な改善と呼ぶ。「人間の権力はおそらく、悪を、そこから善を引き出すために取除いたり、それと闘つたりすることしかできなし、悪にその本性に従つて、発芽する力を与えることしかできない。オリゲネスがいうように、「人間においては、何ももの神的にしか改善しなす」(ESP: 388)。このメーストルは、神の直接的な介入を想定しているわけではない。あくまでも革命における人間による秩序形成との対比において特徴づけられる、時間の中の無自覚かつ有用な修繕が「神的」と呼ばれるにすぎない。

以上のようなメーストルの国制論は、すでに述べたように、ある意図をもつて展開されている。すなわち、憲法(国制)を制定しようとする共和派の試みは必然的に失敗するということの証明である。<sup>11</sup>メーストルはこの目的のためにこそ、バークの古来の国制論を援用するのである。本稿の冒頭の引用はまさにその文脈において記された一節にほかならない。<sup>12</sup>

しかしここで注目すべきことは、メーストルはバークとは異なり、革命に対して守るべき国制の姿を明確に

描いているわけではないという点である。彼は人間が独力でなしうるのは「破壊」のみであるとして、あくまでも憲法制定の試みへの消極的批判に傾注する。ならば、すでに国制が破壊されたフランス革命の渦中において、いかにして国制は「再生」しうるのだろうか。これに明確な答えが与えられない限り、パルク的な保守思想をフランスに適用することは、新たな秩序がもはや不可能であるという絶望へと人々を追い込むことになりかねない。

このような隘路へと対峙するなかで、メーストルは、秩序の再生という問題について、同時に二つの道を探る。すなわち、ひとつは、フランスに潜在しているはずの「古来の国制」を回復するという方向であり、もうひとつが、もはや一国に固有の国制には依拠せずに、より普遍的な視座において正統性を模索する方向である。そして王政復古がなされた後の『教皇論』において採用されかつ洗練されていくのが、この二つのうちの後者の道であった。ではなぜメーストルは、個別主義的な国制論の枠組みを放棄し、それに代わってどのような正統性のあり方を探るのか、順に見ていこう。

## 第二章 メーストルの普遍主義的保守思想

### 第一節 君主政論における普遍主義的契機

テルミドール反動ののちの総裁政府期に公刊されたメーストルの初期の主著『考察』は、フランス革命を宗教的に解釈する作品であるが、より直接的には、フランスの議会選挙における王党派への支持を目的とした政治色の強い著作でもある。同書においてメーストルは、反革命によって到達するべき秩序として、フランスの古来の国制の再生という形がとられるべきであることを示唆している。およそ国制というものが、それぞれの

国家において時間をかけてその固有性を維持しつつ生成されてきたものである以上は、新規の国制をフランスに導入することは適切ではない。フランスにはフランス固有の古来の国制が存在するのであって、フランスの反革命とは、ひとたび転覆されたこの国制を再生させるものであるほかないのである。この限りにおいて、この時期のメーストルが個別主義的な枠組みを採用していたことは疑いようがない。しかし彼はそれと同じ時期に、別の著作において別の枠組みでの議論も展開している。

まず、『考察』においてメーストルが、革命後に再生するとされるフランスの国制を具体的にはどのように描いているのかを確認しよう。『考察』の「フランスの古来の国制について」と題された第八章において、メーストルは、フランスにおける古来の国制の存在そのものの有無を検討するところから議論を始めている。彼は、このフランス人は「古来の国制をもたない」と主張する派と、「古来の国制をもつ」、ないしは「観察されていないがもっている」という派とを対比したうえで、後者に与すると述べる（CF. 242）。そして、その傍証として、フランスにおいても王権が制約されていたことを、いくつかの限定された書物からの引用——そのなかにはマキアヴェツリの『デスコルシ』におけるフランス評価も含まれる<sup>14</sup>——によって示している。

とはいえ、仮にフランスにおいて古来の国制が存在しているとしても、はたして革命後においてそれが実効的たりうるかどうかは別の問題である。この問題について、メーストルは、別の章において、イングランドの一七世紀の革命および王政復古と、フランスの革命との相違として主題化している。すなわち、イングランド革命において王権は継続していたのに対して、フランスにおいてはそれは根こそぎに断絶してしまった。「ひととはしばしば、前世紀におけるイングランドの革命の成功を引く。しかし、なんたる違いであろう！ イングランドにおいては、君主政（Monarchie）は転覆されていなかった。ただ君主（Monarque）だけが、別の君主に場を譲るために消え去ったにすぎない。／フランスにおいては、その反対に、政府は「もはや」君主政で

はなご」(CF: 265)。だが、メーストルがただちに言い足すのが、そのような断絶をさえ踏み越えるフランス王権の正統性の力である。すなわち、ブルボン王家の血筋の正統性は、むしろそうした混乱状態においてこそ、その本領を發揮して、内乱を鎮め他国からの攻撃を抑制する効果を生みだすとされるのである(CF: 265-66)。

しかしながら、注目すべきなのは、そのような古来の国制の実在について、それを主張するメーストル自身、けっして確信に満ちた態度を取ってはいないことである。議会選挙における王党派の勝利を願って書かれた『考察』においては、フランスにおいて君主政はその固有の国制によって制約されてきたと述べることで、この体制をイデオロギー的に支持することは理に適っている。にもかかわらず、その『考察』の文章においてさえ、彼はたとえば次のような疑いをみずからに許すのである。

これらの麗しい法(「フランスの古来の国制」)は、少しも実施されてこなかったとひとはいうだろうか。この場合、それはフランス人の過ちである。もはや彼らには自由への希望はないであろう。というのも、ある人民がその根本法から利益を得られないとすれば、この人民が他の根本法から利益を得ようと求めることはまったくもって無益なことだからである。それはこの人民が、自由のためにはつくられてないこと、あるいは取り返しのつかないほどに腐敗していることの印である。(CF: 246)

ここにおいてメーストルは、フランス古来の国制という議論が、それを破壊した革命を消極的に批判する以上の——革命後の来るべき秩序の支えとなるような——積極的役割を果たすものではないことを、図らずも吐露しているように見える。<sup>15)</sup>

そこで、次に眼を向きたいのが、国制へのこのような疑いを前提にしたうえで展開されている、同時期の出

版されなかったいくつかの草稿群（『自然状態論』、『人民主権論』）における議論である。メーストルは、これらの草稿では、個別主義的な国制論の実効性に対して批判的な立場において、より普遍的視座に立った君主政の擁護を行っている。<sup>16</sup> すなわち、そこにおいては、個々の国制の固有性ではなく、むしろ多様な国制に共通する普遍的構造として君主政の優位を示すという「実験的政治学 (politique expérimentale)」(DEN: 80, EPG: 363) という手法が採用されているのである。

「実験的政治学」は、メーストルの著作の中でたびたび言及される方法であり、彼の政治学において中心に位置するといつてよい。『自然状態論』では、それには形而上学的な理想論に対する、実際の歴史的事実に基づく政治学という程度の定義がされている。政治学は、一見非合理に見える制度——たとえば世襲君主政——も、歴史の中でそれがもたらす安定や幸福が証明されるということを示すものであり、そのような「実験的政治学」こそが唯一の政治学なのである。<sup>17</sup> それについては、『人民主権論』におけるメーストルの次のような議論がそのより具体的な手法を示している。

物理学における探求において、変数を計算することが問題となる、そのたびごとに、ひとはそれを平均量 (quantité moyenne) へと還元する。とりわけ天文学においては、人は常に平均的距離および平均的時間について語る。／政体の功績について判断するためにも、同じような手続きが必要である。／何らかの政体は変数であり、ある特定の限界内において可変的な効果を生み出す。それを判断するためには、ある特定の瞬間においてその効果を考察してはならない。全体の期間にわたって見渡さなければならぬ。たとえば、フランスの君主政を健全に判断するためには、フランスのすべての王の美德と悪徳の総体を計算し、それを六六で割らなければならない。その結果が一人の平均的王 (un roi moyen) である。他のあらゆる君主政に

ついても同じことを述べるべきである。(DSP: 238-239)

ここで彼は、フランスの君主政の歴史についての「平均的」要素を取り出す方法論に基づいて、君主政の最善性を擁護する。そしてそのうえで、同じ手法において他国の君主政もまた弁証されうることを示唆するのである。ここにはフランスという国家に固有の国制として君主政を支持しようとする姿勢は、いっさい存在しない。メーストルは、この手法を採用した『人民主権論』において、国制における固有の要素(古来の慣習)に對しての信頼を前提にしない議論を進めていく。この点を如実に示すが、彼のイングランド国制についての評価である。すでに見たように、国制論の文脈においては、イングランドの三権分立が、まさに時間の中の無自覚な実践の蓄積の産物であって、一朝一夕に構築されるような非歴史的な制度ではありえないことが強調されていた。それはフランスに導入しようするような抽象的な制度ではなく、イングランドの風土に基いてのみ有効に機能するという慣習であるという、個別主義的な主張が展開されていたのである。しかし「実験的政治学」の手法においては、より一般的に、イングランドにおいてさえもこの分割が機能しないという普遍主義的な指摘がなされることになる。

メーストルが指摘するのは、あらゆる政体において、一見権力が分割されているように見えても、実際には権力の絶対性が存在することである。「あらゆる種類の主権は、その本性からして絶対である。それを一人ないし数人の人の上におこうとも、分割しようとも、好むがままに諸権力を編成しようとも、究極のところ相変わらず罰せられることなく悪をなしうる一つの絶対権力が残る」。つまり権力とは、原理的にいえば「語のあらゆる意味において専制的(*despotique*)」なのである(DSP: 179)。そしてその例として取り挙げられるのが、ほかならぬイングランドの国制である。

どのようにして主権が定義され配置されようとも、それは常に単一、不可侵、絶対である。イングランド政府を例にとろう。それを構成する政治的三位一体 (trinité politique) の類型は、その主権が単一であることを、他の場所においてと同様ここにおいても、妨げるものではない。諸権力は互いに均衡する。しかしそれがあひとたび同意するならば、他のいかなる法的意志によっても脅かされることのないただ一つの意志が存在することになり、ブラックストンが正しくも述べたようにイギリスの王と議会は手を携えたならば何でも *in rebus*。(DSP: 179-180)

イングランドの三権分立においても、そこにおける権力の抑制を支える慣習を捨象するならば、原理的には「專制的」である。この認識に立ったうえで、メーストルは、この権力の絶対性を制約しうるものとして、個々の国制ではなく、君主政一般を普遍的視点において評価するのである。

以上のように、恐怖政治後の総裁政府期において、メーストルは、来るべき反革命における君主政の正統性を再認する方法として、大きくいって二つの立場に引き裂かれている。すなわち、第一にフランス固有の古来の国制への回帰という視点、そして第二に、そのような血の継承とは別のより普遍的視座における君主政の有用性への視点とにである。そして王政復古が実現してのちに、実際に彼が復古王政の正統性の基礎として提示し、より詳細にそのあり方を展開したのが、この個別主義と普遍主義のうち、後者であった。以下では、『教皇論』の検討を通して、この普遍主義が選ばれていく帰趨を探っていこう。

## 第二節 憲法から教皇主権への転回

フランス革命によって祖国サヴォアを追われ亡命生活を続けていたメーストルが、長年のあいだサルディニア王の使節として居を定めたのが、ロシアのサンクトペテルブルクであった。しかし皇帝ナポレオンの支配と失脚ならびに一八一四年の王政復古を経て、メーストルは故国へと戻る。そしてこの地で、王政復古後のヨーロッパにおける新たな秩序構想として、教皇の役割の重要性を説く『教皇論』を完成させ公刊に漕ぎ着ける。すでに王政復古といういわゆる反革命がなされた以上、革命後の秩序のあり方の問題は解決したとしても、その秩序にどのようにして正統性を与えるかという問題は、依然として問われ続けている。そのような課題に対して、メーストルは、復古王政の正統性を新たに普遍主義的に基礎づける理論的・歴史的作品を世に問うのである。

まずメーストルが『教皇論』において古来の国制論の枠組みから離れていることを、同書における国制についていくつかの言及に触れて見ておきたい。メーストルは、同書の第二部において、憲法(国制)ないし根本法によって主権を制約しようとする試みを、「憲法的熱病 (Fevre constitutionnelle)」と名づけ、その原理的困難を指摘している (DP: 199, cf. 129)。

「主権的権力 (pouvoir souverain) を、破壊せずして抑制することはいかにして可能だろうか。／ひとはただちに答えた。「その抑制のためには、」根本法 (lois fondamentales) が必要である、ひとつの憲法が必要である」と。しかし、この根本法、それを誰が樹立するのであるか。それを誰が行使するのであるか。その力をもつ団体ないし個人(「こそ」)は、主権者であろう。なぜなら、彼らは、「既存の」主権者より強い者であろうから。それゆえに、「根本法の」樹立の行為そのものによって、彼らは、それを破壊してしま

うであろう。(DP: 121)。

メーストルのここでの理路は以下のようなものであろう。まず、そもそも主権者を憲法によって制約するとう試みには、その憲法の創出者たる別の、より上位の主権者が想定されざるをえない。しかしそのもうひとりの主権者が無制約であるとすれば、主権者の制約という問題自体は未解決のままに残ることになる。そこでこの第二の主権者を縛るさらに別の憲法、ならびにその憲法を制定する第三の主権者が要請される。そしてむしろこの第三の主権者もまた憲法によって制約されなければならないがゆえに、さらによりいっそう上位の主権者が無限背進的に求められることになる。つまり、憲法が主権者によって創出されるものである限りは、憲法による主権者の制約は原理的にありえないのである。この意味では、憲法の「樹立」は、それ自体がその「破壊」と同断である。

注目すべきは、ここでメーストルが、憲法による主権の制約を試みる立場に対して、その憲法概念そのものの誤りを指摘するのではなく、むしろ憲法とはそのようにして樹立されるものであるという前提を受け入れたうえで、その意味での憲法による主権の制約という考え方にともなう原理的不可能性を論難しているということである。つまりメーストルは、制定憲法による主権制約に猛進する「憲法的熱病」の苛烈さに直面して、歴史的に生成してきた樹木のごとき根本法というその対極にある憲法概念の復活を、いまや選択肢としてさえ顧慮せずに初めから断念してしまっているのである。

しかも、主権を制約するものとしての憲法(国制)に対する疑念は、革命の生じたフランスのそれのみ向けられているわけではない。先に見たように、かつてメーストルは、イングランドの国制を、始まりを定かになせずに歴史の中で生成した優れた国制の典型として論じていた。ところが、『教皇論』において彼は、このイ

イングランドの国制についても次のように特徴づけることになる。

主権的権力を抑制するためになされた多くの試みは、それを模倣したいと思わせるほどの仕方においては決して成功しなかったことをひとは見ていない。イングランドのみが、それを取り囲む海洋と、この例外に適した国民的性情のおかげで、この種の事柄に何らかのことをなすことができた。しかしその国制は、未だ、時間の試練を受けていないのである。(DP: 121 傍点引用者)

かつてバークに倣って、時間による正統性を得たものとされたイングランドの国制は、ここでは未だに「時間の試練」を乗り越えていないものとして読み換えられる。そしてこうした国制の限界というのは、どこにおいても無縁ではありえないことが、次のようにして指摘される。すなわち、メーストルは、『人民主権論』で述べられていたイングランドにおいても専制的な主権が存在するという議論をここでほとんどそのまま繰り返したうえで（「イングランドにおいて、主権を構成する (constituer) 三つの権力が一致したなら、それらは何ができるであろうか。ブラックストンとともに答えよう、すべてである」と。これらに抗して、合法的に何がなしうるであろうか。何もできない）、こう付け加えるのである。これは、「ロンドン」でも「マドリッド」でも同様に取り組まれるべき普遍的問題であると (DP: 127)。

しかしメーストルは、なぜこのように憲法（国制）概念そのものを転換させることになったのだろうか。その理由の一端について理解するうえで示唆を与えるのが、『教皇論』の序文である。メーストルは、そこにおいて、革命が終わったはずの復古王政期のいまなお「革命精神 (esprit révolutionnaire)」は残存し続けているのみならず、ますます強くなっているという認識を示す。

フランス人にとっての不幸の頂点は、革命が終わったと信じたこと、そして、支柱は再建されたのだから、それは「新しいものに」取って代わられたと信じたことである。その反対に、革命精神は、数年前よりも、比較にならないほどにより強く、より危険になっていると信じなければならぬ。(DP: XXXVI)

ここでいう革命精神なるものは、「反宗教的」な精神と言い換えられているものであるが、より具体的には、人間の力で憲法を創出したり維持したりしようとするようなある種の制定憲法論的心情であると考えられる。すなわち、メーストルは、この一節に続けて、フランス革命がまだかつてない「悪魔的 (*satanique*)」な性質をもつという自著『考察』での議論への参照を促す。『考察』で悪魔的という言葉が登場するのは、フランス革命をまさにその「反宗教的性格 (*caractère anti-religieux*)」において考察する第五章であるが、そこで主として問題とされるのは、革命によって制定された憲法の非宗教性についてなのである。同書では直後の二つの章を割いて、まさにそうした純粋な人間の産物としての憲法がいかに無力かつ持続し得ないものであるかが詳しく論じられていく。<sup>18)</sup> こうした消息を踏まえるなら、メーストルにとって革命精神とは、あくまでも憲法の由来および効力をめぐる論脈において、国家の根本原理が神ならぬ人間の熟議によって創出されうると請け合うような傲慢な時代的信念を端的に表現するものと見ることができるといえる。

革命精神がこのような意味であるならば、革命後にそれがますます強まっているという主張によってメーストルは、王政復古とともに制度としての君主政が回帰してもなお、それを支えかつ制約するような古来の国制は実効的なものとして再生してはいないという認識を示していることになろう。<sup>19)</sup> すなわち、彼は、おそらくこの制定憲法論的心情それ自体をもはや抗いようのない時代的所与として受け止め、それゆえにこそ主権に対

する制約を憲法ではなく、世俗主権の上位に鎮座する精神主権たる教皇に託するようになったのである。実際、彼は先に触れた「憲法的熱病」について批判したうえで、「私は「憲法よりも」教皇の方を好む」と述べて、あえて両者を対比する仕方では、教皇への支持を表明している（DP: 199）。つまり、メーストルにとって教皇主権は、憲法に代わって君主政を支える正統性の原理——革命への「対抗原理（*principe contraire*）」——として、きわめて自覚的に選ばれた構想なのであった（DP: XXXVI）<sup>20</sup>。

さて、それでは、以上のように憲法に代えて教皇へと期待を託すメーストルにおいて、教皇主権はいかにして君主政の正統性を支えうると考えられているのであろうか。節を改めて見ていこう。

### 第三節 教皇主権による普遍的秩序構想

『教皇論』におけるメーストルの最も論争的な所説のひとつは、教皇（精神主権）には、教会に対する主権のみならず、国家（世俗主権）に対して介入する権限も与えられているという同書第二巻におけるそれである。ただし注目すべきなのは、メーストルにおいて、この介入権は、宗教的教義そのものを根拠にするものではなく、むしろこの介入によってかえってヨーロッパ君主政が「保守」されるという、政治的秩序構想に基づいて導入されていることである。

『教皇論』は、全四巻から成るが、まず第一巻において、教皇が主権を有するとはいかなる意味であるかが説明される。端的にいえば、メーストルにとって教皇の「主権」とは、後者の「最終決定」の「不可謬性」を世俗的に言い換えたものである。

精神的次元における不可謬性と、世俗的次元における主権とは、完全に同一の二つの言葉である。そのい

れもが表現しているのは、この二つの領域を完全に支配する高度な権力であり、そこからそれ以外のすべての権力が引き出される、統治はするが統治されない、裁きはするが裁かれはしない、そういった権力である。(DP: 2)

世俗主権との類比に示されているように、教皇の不可謬性とは法的に定義づけられる原理である。すなわち、いかなる共同体においてであれ統治を行うにあたっては、どこかで最終決定がなされなければならず、それはいわば不可謬なもの<sup>と見なされる</sup>。世俗の共同体においては、君主が最終決定を握り、教会においては、教義に関して、教皇が最終決定を握る。教皇はその意味において不可謬性を有する。

主権は、疑いもなく、さまざまに異なる形態を取る。それは、コンスタンティノープルにおいてはロンドンにおけるように語らない。しかし、主権が、どちらにおいてであれ、その持ち前の仕方<sup>で語ったなら</sup>、「イングランド政府の」その法案 (bill) は、「イスラーム法学における法的難問に対する専門家 (mufti) の所見である」ファトワー (fatwa) のように、最終決定 (sans appel) である。／教会についても同様である。それは、他のあらゆる集合体と同じく、何らかの仕方<sup>で統治されなければならない</sup>。さもなければ、もはやいかなる集団も、いかなる集合体も、いかなる統一もないであろう。この統治は、したがって、その本性からして不可謬、つまり絶対であり、そうでなければ、それはもはや統治ではないであろう。(DP: 2)

カトリック圏外の「コンスタンティノープル」という地名や、イスラーム法学の用語である「ファトワー」という概念がここで類比的に参照されているように、メーストルにおいて教皇の不可謬性とは、カトリック固有

の教義というよりは、物事の決定そのものによつて論理的な帰結として想定されている。その限りにおいて、世俗組織と宗教組織は同じ論理によつて理解されることになる。

さて、この精神的次元と世俗的次元の二つの不可謬性を確認したうえで、続けて第二巻において論じられるのが両者の関係である。一見すると、キリスト教の教義についての決定をする教皇主権と、世俗の問題を扱う君主主権とはいっさい関連をもたないように見える。だが、メーストルは、世俗の主権者が極度の不正へと染まる局面を、この両者が接触する場として主題的に考察する。すなわち、世俗の主権者がその権力を「濫用」する場合には臣民には果たして抵抗が許されるかという、政治思想上幾度となく論じられてきた難題がここで問われるのである。

メーストルは、この問題に関して、不正権力に対する臣民の抵抗をめぐる「一般」と「例外」という区別を導入する。すなわち、世俗の権力の不正は、一般的な原則としては我慢されるべきである。わずかな悪政のたゞに抵抗がなされたなら、安定した統治は維持され得ない。だが主権者が極度の不正に陥ったときもまた、臣民はそれを甘受するべきか。この問いに対して、メーストルは、主権者への服従という「一般法」はその場合「例外」的に解除されるべきであると主張する。あらゆる法は完全ではありえず、主権者の絶対性という法も、それが秩序維持の最低条件であるとはいえ、例外なく通用するべきものではない。したがって、この例外時には、臣民は主権者に抵抗することが許されなければならない。

だが、メーストルによれば、その例外の判定はおのずと一致するものではありえない。「われわれは主権権力に抵抗し、それをその限界内に戻す権利を有するとわれわれが決定しても（私は想定上それに同意する）、まだ何もしたことになる。なぜなら、この権利を行使しうるのはいつであり、どの人々がそれを行使する権利を有するのかを知ることが残っているからである」（DP: 123）。例外とは主権者が「暴君」となった場合

であるという回答は、正しいがしかし無意味である。暴君の定義が次の問いとして現われるからである。「暴君とは何か。ただ一つの行為が、それが凶悪であれば、この名称を呼び起こしうるのか。もっと必要であるとすれば、どのような種類のものが、何回必要なのか」(DP: 123)。それを規定する法があらかじめ決まっているわけではないとすれば、その判断をする存在が必要となる。

教皇権力による世俗主権に対する介入というメーストルの構想は、かくのごとき政治的考察の帰結としてきわめて論理的に導かれていく。すなわち、彼によれば、世俗の主権者と臣民のいづれに対しても中立的な教皇にこそ、主権者の「暴君」化の認定、および暴君への臣民の抵抗を裁可する公平な判断が可能である。むしろ教皇は、原則としてキリスト教の教義についての判定者であるが、世俗の君主があまりにも道徳を逸脱した場合には、抵抗の可否の判定者としての役割を果たすべきなのである。メーストルは、この介入を、中世史上の教皇による世俗君主への干渉に範を取りながら、君主に対する臣民の服従義務を暫時免除する「解除権力(puissance dispensante)」の行使として定式化することになる。

もっとも、すでに触れたごとく、メーストルにとって教皇主権による世俗主権に対するこの制約は、あくまでも後者の揺るぎない足場を築くためにこそ存在するものである。実際、メーストルは、職位としての「主権(Souveraineté)」とその担い手たる「主権者(Souverain)」との混同に対して繰り返し注意を促している。<sup>21</sup>すなわち、彼によれば、教皇の介入の対象は、世俗の主権者であって主権そのものではない。つまり、教皇が裁くのは、あくまでもその職位を濫用した人物としての前者のみである。そして主権者へのこの裁きの権利が教皇に確保されていることによって、かえって職位としての主権の地位は安定するものと考えられているのである。「教皇はしばしば主権者と闘ったが、主権と闘ったことは一度もない。教皇が臣民の誓いを解除したその行為そのものが、主権の不可侵性を宣言していた」(DP: 131)。

かくしてメーストルは、主権者に対する制約によって主権へと正統性を与えるものとして、教皇権力を位置づける。教皇権力による介入が許されないとすれば、世俗の主権者はしばしば暴君と化し、あるいはそれを危懼する臣民の規則なき抵抗によって無秩序が生まれもする (DP: 126)。つまり、精神主権たる教皇は、「暴政」と「無秩序」の両極を防ぎ、世俗の主権を健全に維持するという、優れて政治的な役割を担う存在でもある。この認識に立って、メーストルは、教皇に、個別の国制と同じく、しかしそれらとは異なる普遍的な仕方においてヨーロッパ各国の君主政秩序の正統性を支える、いわば超国家的 (supranational) な「保守権力 (Puissance conservateur)」を見いだす (DP: 133)<sup>22)</sup>。

### 結びに代えて

以上、本稿は、革命期から王政復古期にかけて反革命思想家として活躍したメーストルが、各国固有の「古来の国制」の維持を唱えるバークの保守思想に大きな影響を受けながらも、より普遍的な構造としての教皇主権に基づく君主政秩序の擁護へと到達していく帰趨をみてきた。いわゆるカトリック保守思想家としてのメーストルは、彼が各国固有の神的な国制への信頼を喪失した果てに、中世の秩序体系を主権論的枠組みにおいて再解釈することによって誕生したといえる。最後に、結びに代えて、彼が最終的に辿り着いたこの独自の保守的立場の思想的可能性について考えたい。

中世の教皇と君主との関係性を主権論的枠組みにおいて捉え返すメーストルの視座は、おそらく歴史的現実を正確に映し取ったものとはいえないであろう<sup>23)</sup>。しかしながら、彼が時代的隔たりをあえて踏み越えてでも教皇の権力を主権論的に再解釈するのは、歴史的事実に基づかない形での普遍的原理なるものの存在をいっさ

い認めていないからである。メーストルは、個別的歴史からより普遍的な原理へと軸足を移しながらもなお、歴史的な経験の中にのみ真の原理がありうるという保守的立場を放棄することは決してないのである。

いうまでもなく、メーストル以外の諸々の保守思想にも、それが思想である限りにおいて、そのような歴史の中の普遍性への志向は少なからず存在するのである。実際、その国制論によってメーストルに影響を与えたバークにも、イングランドに固有の古来の国制のみならず、より広くヨーロッパ文明そのものの歴史的遺産を基盤にしようとする、ある種の普遍主義的姿勢があることが指摘される<sup>24</sup>。だが、本稿で重視したのは、メーストルが個別の国制の限界に向き合う中で、きわめて自覚的に、それへの代替物としての普遍主義的な原理を歴史上に探究していくようになったという事実である。中世カトリック秩序の彼の再解釈は、この探究の帰結として導かれたものであった。

実際、『教皇論』という著作は、その叙述のスタイル自体にも、いささか奇妙にも映るほどの普遍主義的衝動が貫通している。同書では、反革命、反啓蒙、反プロテスタントイズムと呼びうる明らかな党派性を帯びた主張が展開されながらも、その主張を根拠づけるのは、ボシユエらのいわゆるカトリック神学者より以上に、啓蒙主義者ヴォルテール、宗教改革者ルター、カルヴァンらの言葉なのである<sup>25</sup>。すなわちメーストルは、教皇の至高性というものが、反カトリックの思想家たちでさえ意図せずして認めてしまっているほどに「普遍的世論 (opinion universelle)」の支持を集めるものであることを繰り返し論証しようとしている (DP: 184, cf. 188)。なぜなら、そうであってこそ教皇は、あらゆる党派性を超えた真の意味でのカトリック性——つまり「カトリック (catholic)」の原義としての普遍性 (universality) ——を具現する存在として位置づけられうるからである。

このような普遍性の標榜を、みずからの党派性を「普遍」の名で糊塗するものと見なすことはむろん可能で

あろう。だが、そもそもあらゆる文化に対して中立的な普遍性なるものが存在しうるかは、きわめて論争的な問いである。そうだとすれば、何らかの固有の文化を守るといふ姿勢においてなおも普遍性を追求することを、たんなる欺瞞と理解するべきではないはずである。少なくともメーストルの『教皇論』は、普遍性の追求がもつ困難と可能性の両方について考察するうえでの、豊かな題材となりうるのではないだろうか。

### 書誌情報

\*メーストルからの引用に際しては、以下の略号を用いて本文中に記す。

\*引用文における傍点は、特に断りのない限り、原文におけるイタリッくないし大文字表記である。また、「…」は引用時の中略を、  
〔 〕は原文における改行を表す。

CL : 『サヴォアの王党派による同朋への第五の手紙』(1794)

*Cinquième lettre d'un royaliste savoisien à ses compatriotes, Revue des études maitstriennes*, 4 (1978).

DSP : 『民主権論』(1794-1795; ed. posthume, 1870)

*De la souveraineté du peuple*, édition critique de Jean-Louis Darcel, Presses Universitaires de France, 1992.

DEN : 『自然状態論』(1795; ed. posthume, 1870)

*De l'état de nature*, texte établi, présenté et annoté par Jean-Louis Darcel, *Revue des études maitstriennes*, 2 (1976), pp. 1-170.

CF : 『フランスの革命の歴史』(1797)

*Considerations sur la France, in Œuvres : suivies d'un dictionnaire Joseph de Maistre*, texte établi, annoté et présenté par Pierre Glaudes, Paris : Robert Laffont, 2007.

EPG : 『政治的国制の生成原理に つ づ くの 試 論』 (1809; éd. 1814)

*Essai sur le principe générateur des constitutions politiques, in Œuvres : suivies d'un dictionnaire, Joseph de Maistre, texte établi, annoté et présenté par Pierre Claudes, Paris : Robert Laffont, 2007.*

DP : 『教皇論』 (1819)

*Du Pape, Lyon : Jean-Baptiste Pelagaud et Cie, 1882.*

### 【付記】

\*本稿は、二〇一七年度日本政治学会研究大会（分科会 room 「フランス近代政治思想におけるイングランド（ブリテン）とアメリカ」のための報告原稿「ジョゼフ・ド・メーストルの反革命と保守」を全面的に改稿したものである。企画者および報告者の川出良枝先生をはじめ、司会の関口正司先生、報告者の永見瑞木先生、そして討論者として有益な論点を提起いただいた高山裕二・小畑俊太郎両先生に深くお礼申し上げたい。

\*本稿は、令和三年度専修大学長期研究員制度による研究成果の一部である。

### 注

(1) constitution という言葉については、文脈に応じて、「国制」、「憲法」、「構成的」等の訳語を使い分ける。ただし、大まかな方針としては、歴史的に生成するものとしての constitution を「国制」、自覚的に制定されるものとしてのそれを「憲法」と訳すこととする。両者の区別が困難な際には、「国制（憲法）」といった表現をする場合もある。

(2) メーストルの思想をバークとの対比において論じる研究は少なくないが、両者の思考様式の相違を特に的確に浮かび上がらせるものとして、松本礼二「フランス革命論の系譜——一七八九—一八三〇」『社会科学研究』二九卷四号、一九七七—一九七九、一「〈反革命〉の革命論」・宇野重規「保守主義」『デモクラシーの政治学』福田有広・谷口将紀編、東京大学出版会、

二〇〇二年を参照。

- (3) なお、近年「保守主義の父」としてのバーク像は大幅に見直され始めている。犬塚元「受容史・解釈史のなかのバーク」中澤信彦・桑島秀樹編著『バーク読本——（保守主義の父）再考のために』昭和堂、二〇一七年を参照。本稿は、バークの国制（憲法）論に絞ったきわめて限定的なバーク像をメーストルとの対比において取り上げている。バーク自身にもある普遍主義的な（し）啓蒙的要素を踏まえた考察は、今後の課題としたい。
- (4) Richard Price, *A Discourse on the Love of Our Country*, Rutherford, N.J.: Publishers Distribution Center, 1992, p. 34.（永井義雄訳『祖国愛について』未來社、一九六六年、四八頁）
- (5) 「古来の国制」論についての古典的研究の一例として J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century: A Reissue with a Retrospect*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987 を参照。また同じ著者による「古来の国制」論の観点からのバーク研究として J. G. A. Pocock, "Burke and the ancient constitution: a problem in the history of ideas", in *Politics, Language, and Time: Essays on Political Thought and History*, New York: Atheneum, 1971 を参照。
- (6) Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France*, ed. J. G. A. Pocock, Indianapolis, Ind.: Hackett Publishing Company, 1987, p. 53.（半澤孝磨訳『フランス革命の省察』新装版、みすず書房、一九九七年、七八頁；中野好之訳『フランス革命につづぐの省察』上、岩波文庫、二〇〇〇年、一一三頁；二本麻里訳『フランス革命についての省察』光文社古典新訳文庫、二〇二〇年、一三四—一三五頁。ただし、既訳を参照して訳し変えた。）
- (7) 小島秀信『伝統主義と文明社会——エドマンド・バークの政治経済哲学』京都大学学術出版会、二〇一六年、第一章を参照。
- (8) Burke, op. cit., p. 19.（半澤訳、二九頁；中野訳、四五頁；二本訳、四八頁。ただし、既訳を参照して訳し変えた。）
- (9) コンスタンは「一七九六年の「現在の政府の力とそれに協力する必要性について」と題された論文においてこの主張を述べた」。Benjamin Constant, *De la force du gouvernement actuel de la France et de la nécessité de s'y rallier*(1796), *Des réactions politiques. Des effets de la Terreur*(1797), préface et notes de Philippe Raynaud, Paris: Champs Flammarion, 1988.
- (10) メーストルの反革命論については、拙著『ジョゼフ・ド・メーストルの思想世界——革命・戦争・主権に対するメタポリ

テイークの実践の軌跡』創文社、二〇一三年、第二章を参照。

(11) メーストルは、この文脈において、「熟議」によって樹立されたアメリカの首都ワシントンが到底持続しうるものではないことを「予言」している。「私は、アメリカ政府（全体）の安定性をまったく信じないのみならず、イングランド系アメリカによる個々別々の諸建設も、私にいかなる信頼も呼び起こしはしない。：人々は、政府の本拠地となるべき新たな都市の建設を決意した。人々が選んだのは、大河の沿岸に面した最も好ましい地であった。人々は、その都市をワシントンと名づけることに決めた。あらゆる公的な建築物の場所が定められた。：本質的なところでは、そこには、人間の範疇に収まる力を凌駕するようなものは何もない。もちろん、ひとは、あるひとつ都市を建築することはできるであろう。しかしながら、このたびの経緯いきまつにおいては、あまりにも多くの熟議、あまりにも多くの人間的なもの、*(humane)*があった。万が一にも、その都市は建築されないのであろうし、されたとしてもワシントンとは呼ばれないであろうし、呼ばれたとしても議会はそこには置かれぬであろう」(Cf. 242)。

(12) なお、この一節は、草稿においては以下のように、「人間」を対象とした国制（憲法）に基づく権利の実効性への疑い示すものとしてより明確に表現されている。「市民 (*Citoyen*) と切り離された人間 (*HOMME*) なる存在は、私はまったく理解できない。私は生涯において、フランス人、イングランド人、イタリア人、ロシア人、等々とは出遭ったことがある。私は、ある有名な書物によって、ペルシア人が存在しうることをさえ知っている。しかし私は、人間には出遭ったことがない。もし彼が権利 (*Droit*) を持っていたとしても、私はそれを意に介しはしない。私と彼は、決してともに生きるべきではない。彼はその権利を架空の空間において行使するであろう」(Cf. 86)

(13) 正式には、「フランスの古来の国制について。国王についておよび一七九五年七月におけるフランスへの宣言についての腕線」という題である。

(14) メーストルが引用するのは以下の箇所である。「この国〔フランス王国〕が安泰な歩みが続けているのは、フランス国王〔ルイ十二世〕が全国民の民生安定を約束している無数の法律を厳守しているからに他ならない。フランスにこの体制を与えた彼は、次のように阿考えていたようである。すなわち国王というものは、軍隊や金は思いのままに動かせるとしても、他のことはどんなことでも、法律の明示するところがなければなしえない、と」〔ディスコルシ——「ローマ史」論〕永井

三明訳、ちくま学芸文庫、二〇一一年、第一巻一七章、一〇四頁。

(15) なお、断言を避けるこうした両義的な叙述のスタイルは、メーストルの文章に散見される特徴である。冒頭に挙げた一文における「しかし、人間に関連しては、私は生涯において出遭ったことがないと宣言する。もし存在するとしても、私の知るところではない」という表現は、その典型である。この修辭的な語り口にどのような思想的な内実を認めるかは、今後の研究課題としたい。

(16) 小野紀明は、メーストルにおけるこの国制論（保守主義的、伝統主義的側面）と主権論（決断主義的な部分）との分裂を指摘している。「ド・メーストル、ボナール、コルテス——十九世紀反動思想におけるメタ政治学的考察」田中浩編『現代世界と国民国家の将来』御茶の水書房、一九九〇年、三〇三頁。

(17) それが実際に行っている科学的、統計学的手法は近年の研究でもしばしば注目されることである。Cf. Carolina Armenteros, "From human nature to normal humanity: Joseph de Maistre, Rousseau, and the origins of moral statistics," *Journal of the History of Ideas*, 68, 1 (2007); "Parabolas and the fate of nations: early conservative historicism in Joseph de Maistre's *De la souveraineté du peuple*," *History of Political Thought*, 28, 2 (2007).

(18) 各章の題は、第六章「政治的国制における神的影響について」、第七章「フランス政府における無力さの徴について」である。

(19) 実際、メーストルは、復古王政の憲法として、古来の国制に依拠するのではなく、みずから「憲章 (Charte)」を布告したルイ一八世に対して批判的であった。この点については、拙著「ジョゼフ・ド・メーストルの思想世界」前掲、第五章を参照。(20) とところで、関連して興味深いのは、『考察』においては、革命の「反宗教」的精神の標的として、教皇ではなくフランスという一国が狙われたとされていることである。すなわち、同書第二章では、反キリスト教を核心とするこの革命がフランスにおいて生じたのは、フランスこそがキリスト教の「牙城 (citadelle)」であることを、革命の担い手たちが誰よりも理解していたからであるとされている (Cf. 211)。これに対して、『教皇論』になると、革命の「反宗教」的勢力が攻撃を結集させたのは、「教会 (sacerdoce)」ないし「教皇座」へ向けてであったという主張がなされるようになる。「あらゆる真理およびあらゆるキリスト教的制度に対抗した前世紀 (＝一八世紀)」の反宗教的種族は、とりわけ教皇座 (Saint-Siege) へと攻

撃を集中させた。彼らは、キリスト教が教皇主権に全面的に依拠しているということを、誰よりもよく知っていた。それゆえにこそ、彼らは、この教皇主権に対してその全勢力を差し向けたのである」(DP: XXXVIII)。いずれの著作においても、革命によって中心的な攻撃対象として選ばれた存在こそが革命の真の「対抗原理」たりうるといふ逆説的論理に基づく主張がなされているところは同じである。だが、『考察』から『教皇論』にかけては、攻撃が向けられているその肝心の対象が、フランスから教皇へと転回しているのである。つまりここにも、メーストルにおける個別主義的な国制への信頼が、普遍主義的な教皇主権に対する期待へと変遷していることをはっきりと見てとることができよう。

(21) 本章の本文中に引用した、イングランドの国制についてメーストルが指摘する「君主政」と「君主」の区別も、この「主権」と「主権者」の区別に対応している。

(22) 実際、メーストルは、教皇を君主政に対する種の保護権力として、次のように特徴づけてもいる。すなわち、教皇は、「主権を担う家系〔たる君主〕の栄光のために、威厳のために、そして何よりもその保守 (conservation) のために、すべてを行つたのである」と (DP: 155)。

(23) たとえば、松本礼二は、メーストルの「教皇権至上論」について、「主権というカトリックの普遍秩序を解体した政治的概念によつて教皇の権威を基礎づける論法ほど、カトリシズムの正統的世界像から遠いものはない」と述べている (松本礼二・川出良枝『近代国家と近代革命の政治思想』放送大学教育振興会、一九九七年、一一三頁)。

(24) たとえば、土井美德「国家・古来の国制・文明社会」『バーク読本』前掲、第一〇章、を参照。なお、この点については、本稿の原型となる学会報告に対する小畑俊太郎氏の「指摘から貴重な示唆を得た。記して感謝申し上げます」。

(25) ところで、ポーコックの「保守的啓蒙」という枠組みはメーストルの啓蒙的側面を理解するうえで示唆的である。J・G・A・ポーコック『保守的啓蒙』の視点——英国の啓蒙と米・仏の革命』『思想』福田有広訳、七八二号、一九八九年を参照。「保守的啓蒙」とは、イングランド啓蒙を、「熱狂 (enthusiasm)」への批判および世俗主権の擁護という保守的姿勢——「知性に自己抑制を求める態度」——に求める枠組みであるが、ポーコックはバークのフランス革命批判のうちこの啓蒙的潮流の一つの「到達点」を見ている (七九、九〇頁)。ここでバーク思想の背景として重視されているのは、イングランドの古来の国制よりも、むしろ古代の「ヴァーチュ」と対比される、近代以降の歴史において育まれた「マナー」、「礼儀正しさ」、「社

交性」といった社会倫理である（七八頁）。メーストルの思想もまた、それが知性の「自己抑制」という意味での啓蒙的立場を継承しながら、革命の「熱病（*fièvre*）」を批判しかつ世俗主権を擁護する限りでは、「保守的啓蒙」の枠組みにおいて捉えられる余地がある。ただしいうまでもなく、メーストルが最終的に依拠するものが教皇主権であるという点は、この枠組みにただちには収まらない要素であろう。なお、関連して、同じくバークおよびメーストルの「〈反革命〉」を、「反啓蒙」ではなく、むしろ啓蒙思想の延長線上に位置づける試みとして、高山裕二（「反革命」）は反知性主義か？」和田泰一・高山裕二編『政治思想と啓蒙——その光と影』ナカニシヤ出版、二〇一三年も参照。